

議案第 50 号

飯能市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

飯能市水道事業給水条例（平成 7 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下同じ。）又は他の市町村長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

飯能市長 新 井 重 治

飯能市水道事業給水条例新旧対照表

改正後	改正前
(工事の施行) 第8条 第4条第1項の申込みに係る工事(以下「給水装置工事」という。)は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下同じ。)</u>又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。 2～3 省略	(工事の施行) 第8条 第4条第1項の申込みに係る工事(以下「給水装置工事」という。)は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。 2～3 省略